

京都大学工学部放射線障害予防規程（宇治地区）

（平成13年4月1日制定）

（目的）

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）」及び「電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）」に基づき、京都大学大学院工学研究科・工学部における放射性同位元素、放射性汚染物、放射線発生装置及びエックス線等装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、もって学内外の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「放射性同位元素」とは、法第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。

2 この規程において「放射性汚染物」とは、放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物をいう。

3 この規程において「放射線発生装置」とは、法第2条第4項に定める放射線発生装置をいう。

4 この規程において「エックス線等装置」とは、1メガ電子ボルト未満のエックス線（電子線を含む。以下この条において同じ。）を発生する装置で、定格電圧が10キロボルト以上のエックス線装置又は付随的にこれと同等のエックス線を発生する装置及び電子顕微鏡（定格電圧が100キロボルト未満を除く。）をいう。

（組織）

第3条 工学研究科・工学部における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に関する組織は、別図のとおりとする。

（放射線障害防止委員会）

第4条 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する事項を調査審議するため、京都大学大学院工学研究科・工学部放射線障害予防内規に定める放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

3 委員会は、放射線障害の防止を期するため、京都大学環境安全保健機構（以下「機構」という。）と必要な連絡調整を図る。

4 委員会は放射性同位元素等の管理及び利用について、機構に助言等を求めることができる。

（放射線取扱主任者及びその代理者）

第5条 工学研究科長・工学部長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止について、監督を行わせるため、法施行令第3条第2項に定める事業所（以下「事業所」という。）ごとに法第34条第1項に定める資格を有する職員のうちから、少なくとも1名の放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、エックス線等装置のみを取扱う場合は、同装置に係る放射線障害の防止の監督について、電離則第48条に定める資格を有する職員のうちから、放射線取扱主任者に代えて、エックス線作業主任者を置くことができる。

3 エックス線等装置のうち、装置外部に電離則第3条第1項第1号で定める管理区域を設けなければならないエックス線等装置に対しては、管理区域ごとにエックス線作業主任者を置かな

なければならない。

- 4 工学研究科長・工学部長は、主任者が旅行、疾病その他の事故により主任者の職務を行うことができない場合は、その職務を行うことができない期間中主任者の職務を代理させるため、第1項及び第2項に定める資格を有する職員のうちから、代理者を選任しなければならない。
- 5 工学研究科長・工学部長は、法第36条の2の規定に基づき、主任者（選任前1年以内に定期講習を受けた者を除く。）に選任したときから1年以内及び定期講習を受けた日から3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

（放射線取扱副主任者等）

第6条 主任者の職務を補助させるため、放射線取扱副主任者又はエックス線作業副主任者（エックス線装置等の取扱いのみに係る業務を補助する者をいう。）を置くことができる。

（主任者の職務と意見の尊重）

第7条 主任者は、放射線障害の発生防止のため、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 放射線障害予防規程の制定並びに改廃への参画
- 二 放射線障害防止上重要な計画への参画
- 三 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- 四 原子力規制委員会による立入検査等の立会い
- 五 異常及び事故の原因調査への参画
- 六 工学研究科長・工学部長への意見の具申
- 七 使用状況、施設、帳簿、書類等の監査
- 八 関係者への助言、勧告及び指示
- 九 委員会開催の要求
- 十 その他放射線障害防止に関する事項

- 2 工学研究科長・工学部長は、放射線障害防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。

（放射性同位元素等の取扱者の登録）

第8条 放射性同位元素等の取扱い若しくは管理、法施行規則第1条に定める管理区域（以下「管理区域」という。）内における放射性同位元素等の取扱い若しくは管理に付随する業務又は管理区域外における下限数量（法施行令第1条に定めるものをいう。以下同じ。）以下の密封されていない放射性同位元素の取扱い若しくは管理（定格電圧が300キロボルト以下の電子顕微鏡のうち機構が認めた装置（以下「低圧電子顕微鏡」という。）の取扱い及び管理を除く。以下「取扱等業務」という。）に従事しようとする者は、あらかじめ主任者の了承を得たうえ、工学研究科長・工学部長のもとに別に定める様式により放射性同位元素等取扱者の登録の申請をしなければならない。

- 2 取扱等業務のうち、エックス線等装置のみに係る業務に従事しようとする者は、前項と同様の手続によりエックス線等装置取扱者の登録の申請をしなければならない。
- 3 前2項の申請をした者（以下「登録申請者」という。）は、速やかに第29条又は第30条の新規教育訓練及び第32条第1項の健康診断を受けなければならない。
- 4 主任者は、前項の健康診断により可とされ、かつ前項の新規教育訓練の修了者に限り、放射性同位元素等取扱者又はエックス線等装置取扱者（以下「取扱者」という。）として登録するものとする。ただし、この登録は、その年度内に限り有効とする。

5 登録の更新をしようとする者は、あらかじめ主任者の了承を得たうえ、その年度の末日までに工学研究科長・工学部長のもとに登録の更新を申請しなければならない。

6 主任者は、前項の申請があったときは、登録の更新をするものとする。

7 登録されていない者は、取扱等業務に従事することはできない。

(他部局において取扱等業務に従事する場合の取扱い)

第9条 取扱者が他の部局において取扱等業務に従事しようとするときは、あらかじめその部局の主任者のもとへ別に定める様式により届出をし、了承を得なければならない。

(他機関において取扱等業務に従事する場合の取扱い)

第10条 取扱者が他機関において取扱等業務に従事しようとするときは、あらかじめ、主任者のもとへ届出をし、了承を得なければならない。

(他部局の取扱者から取扱等業務従事の届出があった場合の取扱い)

第11条 他部局の取扱者から届出により取扱いを了承した主任者は、その取扱者が取扱等業務に従事する前に放射線障害予防規程の教育訓練を行うものとする。

(学外者が取扱等業務に従事する場合の取扱い)

第12条 第8条第7項の規定にかかわらず、本学以外の者が取扱等業務に従事しようとするときは、主任者のもとへ別に定める様式により取扱いの申請をし、承認を得なければならない。

2 主任者は前項の申請を承認したときは、速やかに機構に報告しなければならない。

3 第1項の申請を承認した主任者は、その取扱者が取扱等業務に従事する前に放射線障害予防規程の教育訓練を行うものとする。

(取扱者の線量限度)

第13条 取扱者の線量限度については、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)の定めるところによらなければならない。

(施設等の新設改廃)

第14条 放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、若しくは設置する施設(以下「使用施設」という。)、放射性同位元素を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)若しくは放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設(以下「廃棄施設」という。)を新設し、又は改廃しようとするときは、工学研究科長・工学部長は、あらかじめ機構に届出をし、その了承を得なければならない。

2 使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下「施設等」という。)の新設若しくは改廃が完成し、又は完了したときは、工学研究科長・工学部長は、その旨を機構に報告しなければならない。

3 エックス線等装置を新設又は改廃するときは、工学研究科長・工学部長は、別に定める様式により機構に届出なければならない。

4 管理区域の設定及び改廃については、第1項の規定を準用する。

5 施設及びエックス線等装置の新設又は改廃に際して、法令に定める基準に基づき標識を付し、又はあらためなければならない。

6 管理区域内の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性同位元素等の取扱上の注意事項、事故が発生した場合の緊急措置等放射線障害防止に必要な事項及び線量率分布を掲示しなければならない。

(施設等の維持管理)

第15条 工学研究科長・工学部長は、施設等の位置、構造及び設備が法令に定める技術上の基準に適合するように維持管理し、これらを定期的に点検するとともに、点検の結果を記録しなければならない。

2 前項の点検において、実施する項目、時期、点検者等については、機構が別に定めるものとする。

(放射性同位元素等の使用の場合の共通的遵守事項)

第16条 放射性同位元素等を使用する場合には、取扱者は、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守して、人体の受ける放射線の量をできる限り少なくするとともに環境への放射性同位元素の放出の防止に努めなければならない。

- 一 定められた場所以外において使用しないこと。
- 二 学部学生その他経験の少ない者は、経験者とともに作業すること。
- 三 取扱者以外の者を管理区域に立入らせるときは、主任者の許可をうけること。
- 四 使用施設は、常に整理し、不必要な機器等を持ち込まないこと。
- 五 放射線測定器は、校正されたものを用いること。
- 六 使用施設においては線量率の測定及び汚染の検査を行うこと。
- 七 放射線測定器を携行する等、被ばく管理を適切に行うこと。
- 八 使用記録、保管記録、廃棄記録等の記録を確実にを行うこと。

(密封されていない放射性同位元素の使用の場合の遵守事項)

第17条 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 必要な実験手技に習熟し、使用しようとする放射性同位元素について十分な知識をもつとともに、使用目的に応じて、放射線障害が発生するおそれが最も少ない使用方法を採用すること。
- 二 使用施設への出入り及び使用施設内での作業はその作業規則を守り、作業中は適切な遮蔽を行うとともに汚染が生じないように心がけること。
- 三 作業室（法施行規則第1条に定めるものをいう。以下同じ。）においては、飲食及び喫煙を行わないこと。
- 四 作業室においては、作業衣等を着用するものとし、これらを着用したまま施設等の外へ出ないこと。
- 五 作業室から退出するときは、身体及び衣服等の汚染の状態を検査し、汚染の除去等の措置をとること。
- 六 放射性同位元素により人体若しくは施設等に汚染が生じ、又は生じたおそれがあるときは、直ちに主任者に報告をし、その指示をうけること。

(下限数量以下の密封されていない放射性同位元素の使用の場合の遵守事項)

第17条の2 使用区域において下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- 一 使用区域で使用する数量は定められた値以下であること。
- 二 複数の核種を使用する場合は、それぞれの下限数量との比の和が1を超えないこと。
- 三 放射性同位元素を事業所外に持ち出してはならない。
- 四 放射性同位元素を貯蔵または保管廃棄してはならない。

五 取扱者以外の者を使用区域に立ち入らせるときは、主任者の許可を受けること。

(放射線照射装置の使用の場合の遵守事項)

第18条 放射線照射装置を使用する場合には、第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 使用施設に立入る際には、インターロックの正常な作動等その安全を確認すること。
- 二 照射を行おうとするときは、あらかじめ照射する区域に人がいないことを確認すること。
- 三 照射中は、出入口に照射中であることを明示する標識を掲げること。
- 四 照射中及び非照射時の付近の線量率分布を目につきやすい所に掲げること。
- 五 放射線照射装置に収納している放射性同位元素の種類及び数量は、目につきやすい所に掲げ、変更の都度書き換えること。

(表示付認証機器の使用の場合の遵守事項)

第19条 表示付認証機器を使用する場合には、第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 機構確認の有効期間を超えた機器は、使用しないこと。
- 二 機器の使用条件を正常に保ち、放射性同位元素の漏えいが起こらないよう注意すること。
- 三 線源の露出を伴うような機器の分解を行わないこと。

(その他の密封された放射性同位元素の使用の場合の遵守事項)

第20条 前2条に該当するもの以外で密封された放射性同位元素を使用する場合には、第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 密封線源は、開封、破壊のおそれのない条件で使用するとともに、表面汚染の有無を定期的に検査すること。
- 二 密封線源の管理を適切に行い、紛失のおそれのないようにすること。
- 三 密封線源を広範囲に移動させて使用するときは、使用後直ちに、漏えい等異常の有無を点検すること。

(放射線発生装置の使用の場合の遵守事項)

第21条 放射線発生装置(エックス線等装置を除く。以下この条において同じ。)を使用する場合には、第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 使用施設に立入る際には、インターロックの正常な作動等その安全を確認すること。
- 二 照射を行おうとするときは、あらかじめ照射する区域に人がいないことを確認すること。
- 三 放射線発生装置を運転中は、出入口に運転中であることを明示する標識を掲げること。
- 四 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物(以下「放射化物」という。)又は汚染のおそれのある物を持ち出すときは、必ずこれに含まれる放射性同位元素の数量及び濃度の検査を行うこと。
- 五 放射線発生装置の最大使用条件での線量率分布を測定し、これを目につきやすい所に掲げること。

(エックス線等装置の使用の場合の遵守事項)

第22条 エックス線等装置(低圧電子顕微鏡を除く。)を使用する場合には、第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 エックス線等装置を設置する室の出入口に、機構が定める標識を掲げること。
- 二 エックス線等装置を運転するときは、必要な防護措置をとり、みだりに人を近づかせない

ようにすること。

三 エックス線等装置を運転中は、出入口付近に運転中であることを明示する標識を掲げること。

四 エックス線等装置の使用条件を変更したときは、その都度、線量率分布を測定し、これを目につきやすい所に掲げること。

(放射性同位元素又は放射性汚染物の受入れ、払出し等)

第23条 放射性同位元素又は放射化物を事業所内に受入れ若しくは事業所外に払出し又は放射性同位元素を事業所において製造しようとする場合には、取扱者は、その都度、別に定める様式により主任者を経て工学研究科長・工学部長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 放射性同位元素又は放射性汚染物を同一事業所の一の使用施設から他の使用施設に移動させようとする場合には、取扱者は、その都度、主任者の指示に従い行わなければならない。

3 第1項の受入れ又は払出しに伴う運搬に関しては、第26条の定めるところに従わなければならない。

4 第2項の移動に伴う運搬に関しては、第25条の定めるところに従わなければならない。

(貯蔵・保管)

第24条 放射性同位元素の貯蔵又は保管については、取扱者は、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、主任者が法令の許容する範囲内で不必要と認めた事項については、この限りでない。

一 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設以外において貯蔵しないこと。

二 放射性同位元素の使用が終了したときは、必ず所定の貯蔵施設に保管すること。

三 放射性同位元素を貯蔵施設に受入れ又は貯蔵施設から払出しするときは、その都度、別に定める様式により主任者に提出すること。

(事業所内での運搬)

第25条 放射性同位元素又は放射性汚染物を事業所内で運搬する場合には、取扱者は、主任者の指示に従い、これを所定の容器に封入し、容器及びこれを運搬する車両等の表面等の線量率が、法令に定める線量率以下であり、かつ、容器表面の放射性同位元素の密度が法令に定める密度以下であるようにしなければならない。

2 前項の運搬に際しては、法令に定める標識又は表示をしなければならない。

(事業所外での運搬)

第26条 放射性同位元素又は放射化物を事業所外において運搬する場合には、取扱者は、主任者の指示に従い、これを法令に定める放射性輸送物とし、L型、A型、BM型又はBU型に分類して運搬しなければならない。

2 前項の場合において、BM型又はBU型の放射性輸送物とするときは、主任者は、工学研究科長・工学部長を経て、あらかじめその旨を機構に通知しなければならない。

3 前2項の運搬に際しては、法令に定める標識又は表示をし、別に定める運搬の記録に記帳しなければならない。

(廃棄)

第27条 放射性同位元素又は放射性汚染物を廃棄する場合には、取扱者は、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 廃棄は、法令に定める廃棄基準に従い、その物理的、化学的性状による区分により廃棄前

の処置をして、保管廃棄、排水設備による廃棄、排気設備による廃棄又は焼却炉による廃棄をすること。

二 保管廃棄は、放射性同位元素が非密封、密封であることを問わず、所定の容器に封入して、容器にその内容を明示し、かつ、汚染の広がりを防止する措置をして、保管廃棄設備に保管するとともに、速やかに廃棄業者に引き渡すこと。

三 排水設備による廃棄は、排水設備の排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を監視し、その濃度を法令に定める濃度限度以下のできるだけ低いものとするように必要な処置をすること。

四 排気設備による廃棄は、排気設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を監視し、その濃度を法令に定める濃度限度以下のできるだけ低いものとするように必要な処置をすること。

五 焼却炉による廃棄は、液体状のものに限るものとし、機構において、法令の定めるところに従うこと。

2 前項の廃棄を行った場合には、それぞれ別に定める廃棄の記録に記帳しなければならない。

(測定)

第28条 放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定は、法施行規則第20条第1項の定めるところにより、工学研究科長・工学部長が指名する者（以下「測定者」という。）が行う。

2 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち上った者についての被ばくによる線量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定は、法施行規則第20条第2項及び第3項の定めるところにより測定者が行う。

3 エックス線等装置取扱者についての被ばくによる線量の測定は、前項に準じて行うものとする。

4 前3項による測定の結果については、法施行規則第20条第4項の定めるところにより測定者が記録し、主任者はこれを確認のうえ、保存（第1項の場合にあっては5年間）しなければならない。

5 密封されていない放射性同位元素を取り扱う作業室については、電離則第55条に定めるところにより、その空気中の放射性同位元素の濃度を1月以内ごとに1回測定しなければならない。測定結果は主任者が確認のうえ、5年間保存しなければならない。

6 前2項の記録は、機構の請求があるときは、その検認を受けなければならない。

7 主任者は、第2項及び第3項に係る第4項の記録の写しを、当該測定の対象者に対し、記録の都度交付するものとする。

(新規教育訓練)

第29条 登録申請者に対する放射線障害の防止に必要な教育訓練（以下「新規教育訓練」という。）は、工学研究科・工学部が機構と協力して行う。

2 新規教育訓練の項目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、エックス線等装置取扱者は第二号に掲げる項目の一部を省略することができる。

一 放射線の人体に与える影響 30分間以上

二 放射性同位元素等の安全な取扱い 4時間以上

三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 1時間以上

四 放射線障害予防規程 30分以上

3 前項の規定にかかわらず、登録申請者から別に定める様式により新規教育訓練の免除の願い出があり、機構がこれらの項目について十分な知識及び技能を有していると認めた者にあつては、前項第一号から第三号までに掲げる項目の新規教育訓練を免除することができる。この場合において、前項第四号に掲げる項目については、主任者が行うものとする。

4 新規教育訓練の結果は、記録するものとする。

(工学研究科・工学部が行う新規教育訓練)

第30条 前条第1項の規定にかかわらず、その実施内容をあらかじめ機構に届け出て適当と認められた新規教育訓練を修了した者は、前条第1項の新規教育訓練を修了した者とみなすことができる。

(再教育訓練)

第31条 取扱者は、1年を超えない期間ごとに教育訓練（以下「再教育訓練」という。）を受けなければならない。

2 再教育訓練は、第29条第2項に掲げる項目について行う。

3 再教育訓練の時間数は、委員会が定める。

4 再教育訓練の結果は記録し、機構へ報告するものとする。

(健康診断)

第32条 登録申請者は、京都大学安全衛生管理規程（平成16年達示第118号）に定めるところにより、環境安全保健機構長が行う健康診断（以下「健康診断」という。）を受けなければならない。登録申請者が学生及び研究生等の場合も同様とする。

2 取扱者は、初めて管理区域に立ち入る前、及び管理区域に立ち入った後は6月を超えない期間ごとに健康診断を受けなければならない。

3 取扱者は、主任者が必要と認めて指示したときには、速やかに健康診断を受けなければならない。

4 工学研究科長・工学部長は、環境安全保健機構健康管理部門長（以下「部門長」という。）から通知のあった健康診断の結果を受検者本人に交付するとともに、工学研究科・工学部において記録する。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第33条 工学研究科長・工学部長は、部門長及び主任者の意見に基づき、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対してその程度に応じ、取扱い時間の短縮、取扱いの制限等の措置をとることができる。

2 工学研究科長・工学部長は、部門長の意見に基づき、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して保健指導を行うものとする。

3 工学研究科長・工学部長は、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくを受けた者が生じた場合は、その原因を調査し、適切な措置をとるとともに、これを総長に報告しなければならない。

(記帳)

第34条 工学研究科長・工学部長は、法施行規則第24条第1項に定める放射性同位元素等に関する使用、保管、運搬、廃棄、点検及び教育訓練に係る所定の事項並びにエックス線等装置（低圧電子顕微鏡を除く。）に係る同様の事項を記載する帳簿（以下「帳簿」という。）を備え

なければならない。

- 2 取扱者は、帳簿に所要事項を確実に記載しなければならない。
- 3 主任者は、前項の内容を点検し、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖しなければならない。
- 4 帳簿の保存は、帳簿の閉鎖後5年間とする。

(事故・危険時の措置)

第35条 放射性同位元素等に関し、次の各号の一に掲げる事態が発生した場合には、発見者は直ちに、その旨を工学研究科長・工学部長及び主任者に通報しなければならない。

- 一 盗取、所在不明その他の事故が発生した場合
- 二 地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合

2 工学研究科長・工学部長及び主任者は、前項の通報を受けた場合又は自らそれを知った場合には、状況に応じて施設・設備の点検を行い、避難警告、隔離、汚染の広がり防止、汚染の除去等の応急措置をとるとともに、法令の定めるところにより、所轄の警察署、消防署等に直ちに通報し、これを総長に報告しなければならない。

3 前2項によるもののほか、事故・危険時の措置は、工学研究科長・工学部長の定めるところによる。

(地震等の災害における措置)

第36条 工学研究科長・工学部長及び主任者は、地震、火災等の災害が起こった場合には、施設等の点検を行い、その結果を総長に報告しなければならない。ただし、地震時においては、震度4以上を目安に点検を行うものとする。

2 前項の点検において、実施する項目等については、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の報告事項)

第37条 工学研究科長・工学部長は、法令若しくはこの規程に著しく違反し、又は違反するおそれがある者がいるときは、機構に報告し、その指示に従わなければならない。

(準用)

第38条 第32条及び第33条の規定は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に定める核燃料物質及び同条第3号に定める核原料物質の取扱いに関し、これに従事する者の健康診断及び放射線障害に係る場合の措置について準用する。

附 則

- 1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科・工学部放射性同位元素等管理要領（昭和57年11月5日制定）は、廃止する。

附 則

この規定は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月9日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行し、平成25年4月24日から適用する。ただし、改正後の第3条別図については平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。